



宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 6 月 30 日 (月 曜 日) 第 624 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

- 議決された予算の要領の公表…………… (財政課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (2件) …………… (“) 2
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… (“) 3
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路

の指定…………… (道路保全課) 3

- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… (“) 3
- 指定納付受託者の指定…………… (会計課) 3
- 公金の収納に関する事務の委託…………… (“) 4

公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 4
- 人事委員会規則**
- 人事委員会議事規則の一部を改正する規則…………… 4
- 公安委員会規則**
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 5
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 19

規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和31年宮崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙長(職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙分会長(職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1日につき <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		選挙長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>	選挙分会長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>	[略]		選挙立会人	1日につき <u>8,900円</u>	[略]		<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙長(職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>12,200円</u></td> </tr> <tr> <td>選挙分会長(職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>12,200円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1日につき <u>10,100円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		選挙長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>	選挙分会長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>	[略]		選挙立会人	1日につき <u>10,100円</u>	[略]	
職 名	報酬の額																												
[略]																													
選挙長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>																												
選挙分会長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>																												
[略]																													
選挙立会人	1日につき <u>8,900円</u>																												
[略]																													
職 名	報酬の額																												
[略]																													
選挙長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>																												
選挙分会長(職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>																												
[略]																													
選挙立会人	1日につき <u>10,100円</u>																												
[略]																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 407号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 219条第 2 項の規定により

、令和7年6月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 408号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
吉見病院	都城市高城町穂満坊 4 63番地 1	令和7年5月1日
くじら薬局	都城市南横町8274-3	令和7年6月1日
丸山クリニック	延岡市博労町4番地4	令和7年5月1日

宮崎県告示第 409号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
MKクリニック	都城市早鈴町1512	令和7年3月31日
プレストセンター さがらクリニック 延岡	延岡市恒富町4丁目26番地	令和7年3月31日
こもぶち耳鼻咽喉科	延岡市平原町4丁目1498番地5	令和7年3月31日
ハーブ調剤薬局	小林市北西方1246番地2	令和7年4月7日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地8	令和7年3月1日
たかはし眼科	日向市原町4丁目2番5号	令和7年3月31日
渡辺医院	えびの市大字向江 929番地	令和7年3月31日
前田歯科医院	児湯郡都農町大字川北4589番地1	令和7年3月31日

宮崎県告示第 410号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉見病院	都城市高城町穂満坊 4 57番地 1	令和7年4月30日
一万城安楽歯科医院	都城市一万城町31号12番	令和7年4月15日
すみれ薬局	都城市金田町2260番6	令和7年3月31日
丸山クリニック	延岡市博労町4番地4	令和7年4月30日
ひまわり薬局	日南市星倉5丁目4番13号	令和7年3月31日
ふるかわ薬局	日南市吾田東11丁目9番21号	令和7年3月31日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地8	令和7年3月31日
日向北町薬局	日向市北町1丁目49番地2	令和7年3月31日
たかはる薬局	西諸県郡高原町大字西麓 922番地1	令和7年1月31日

宮崎県告示第 411号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月30日から同年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	327号	東臼杵郡美郷町西郷田代字下古川8220番1地先から同郡同町西郷田代同字8266番4地先まで	旧	12.4～20.4	255.1
				新	12.4～20.4	255.1
					12.0～44.3	276.9

宮崎県告示第 412号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月30日から同年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2092林班は 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2092林班 は小班まで	旧	14.9～ 34.1	53.9
				新	18.5～ 76.2	53.9

宮崎県告示第 413号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年6月30日から同年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2092林班は 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2092林班 は小班まで	令和7年6月30日

宮崎県告示第 414号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道宮崎西環状線	宮崎市中村西三丁目7番地先から同市大字芳土字五反田 462番 1地先まで
県道宮崎島之内線	宮崎市新別府町山宮 969番 1地先から同市大字塩路字江良2496番 3地先まで
県道塩路佐土原	宮崎市大字塩路字詩作2495番地先から同市佐

線	土原町下田島字下中島2403番 1地先まで
---	-----------------------

2 指定する期日

令和7年7月1日

宮崎県告示第 415号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字北俣字平田18番 1地先から同郡同町大字入野字向新開3495番 2地先まで
県道都農綾線	東諸県郡綾町大字入野字別府向3587番 8地先から同郡同町大字北俣字平田18番 1地先まで

2 指定する期日

令和7年7月1日

3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするたためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	事務所の所在地
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金及び不動産売
払代金のうち知事が定めるもの
- 指定をした日
令和7年4月1日
- 指定納付受託者に納入させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 417号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東四丁目3番5号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セブン-イレブン・	東京都千代田区二番町8番地8

ジャパン 株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金及び不動産売
払代金のうち知事が定めるもの
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、大和地区山田換地区県営土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和7年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

人事委員会規則

人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第26号

人事委員会議事規則の一部を改正する規則

人事委員会議事規則（昭和26年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 [略] 3 定例会を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。	第3条 [略] 2 [略]
第4条 [略] 2 前条第3項の規定は、臨時会について準用する。	第4条 [略] 2 臨時会を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第8号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「自転車専用」及び「歩行者専用」並びに当該規制にかかわる「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第1号の標章を掲示しているもの</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>急病者に対する医師又はこれに準ずる者の往診又は手当</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第2号の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲示しているもの</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>急病者に対する医師又はこれに準ずる者の往診又は手当</u></p> <p>(ケ)～(セ) [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>2 前項第3号キ又は第5号サ若しくはシに規定する標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、<u>同項第3号キに規定する標章にあっては別記様式第3号の通行禁止除外指定車標章交付申請書により、同項第5号サ又はシに規定する標章にあっては別記様式第4号の駐車禁止除外指定車標章交付申請書により公安委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「自転車専用」及び「歩行者専用」並びに当該規制にかかわる「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第1号の標章を掲示しているもの</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>医師の緊急往診</u></p> <p>(ケ) <u>保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受けて行う緊急訪問又は助産師が行う緊急訪問</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第2号の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲示しているもの</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>医師の緊急往診</u></p> <p>(ケ) <u>保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受けて行う緊急訪問又は助産師が行う緊急訪問</u></p> <p>(コ)～(ソ) [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>2 前項第3号キ又は第5号サ若しくはシに規定する標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第3号の<u>除外標章交付申請書</u>により公安委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p>

<p>(1) 第 1 項第 3 号キ及び第 5 号サに規定する標章 ア 当該申請に係る車両の自動車検査証</p> <p><u>イ 当該申請に係る車両が、第 1 項第 3 号キ又は第 5 号サに掲げる用務等のいずれかに該当することを疎明する書面</u> <u>ウ ア又はイに掲げるもののほか、宮崎県警察本部（以下「本部長」という。）が別に定める書面</u></p> <p>(2) 第 1 項第 5 号シに規定する標章 ア [略] イ <u>アに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) [略] (2) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。 (3)・(4) [略]</p> <p>6・7 [略] (信号機の設置又は管理の委任)</p> <p>第 5 条の 2 法第 5 条第 2 項の規定による信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、<u>別記様式第 6 号の 2</u>の申請書により公安委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の委任は、<u>別記様式第 6 号の 3</u>の委任書を交付して行うものとする。 (委任の解除等)</p> <p>第 5 条の 3 [略]</p> <p>2 前項の解除は、<u>別記様式第 6 号の 4</u>の通知書を交付して行うものとする。 (通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 署長は、通行の許可をしたときは、施行規則第 5 条に定める許可証のほか、<u>法第 8 条第 1 項の道路標識によって通行が禁止されている道路にあっては、別記様式第 5 号の通行禁止道路通行許可車標章を、法第 9 条の道路標識によって車両の通行が禁止されている道路にあっては、別記様式第 6 号の歩行者用道路通行許可車標章を交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定により標章の交付を受けた者は、当該道路を通行中、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示しなければならない。 (署長の駐車許可)</p> <p>第 7 条 法第 45 条第 1 項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</p>	<p>(1) 第 1 項第 3 号キ及び第 5 号サに規定する標章 ア 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 <u>イ 当該車両に係る用務を疎明する書面</u></p> <p>(2) 第 1 項第 5 号シに規定する標章 ア [略] イ <u>標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) [略] (2) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。 (3)・(4) [略]</p> <p>6 <u>第 1 項第 3 号キ又は第 5 号サ若しくはシに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第 4 号の除外標章再交付申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。</u></p> <p>7 <u>第 1 項第 3 号キ又は第 5 号サ若しくはシに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第 5 号の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</u></p> <p>8・9 [略] (信号機の設置又は管理の委任)</p> <p>第 5 条の 2 法第 5 条第 2 項の規定による信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、<u>別記様式第 6 号</u>の申請書により公安委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の委任は、<u>別記様式第 6 号の 2</u>の委任書を交付して行うものとする。 (委任の解除等)</p> <p>第 5 条の 3 [略]</p> <p>2 前項の解除は、<u>別記様式第 6 号の 3</u>の通知書を交付して行うものとする。 (通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 署長は、通行の許可をしたときは、施行規則第 5 条に定める通行禁止道路通行許可証を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により通行禁止道路通行許可証の交付を受けた者は、当該道路を通行中、当該車両の前面の見やすい箇所に同許可証を掲示しなければならない。 (署長の駐車許可)</p> <p>第 7 条 法第 45 条第 1 項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</p>
--	--

(1)～(3) [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ [略]

2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ [略]

3 [略]

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) [略]

(3) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める書面

5 [略]

6 署長は、第3項の申請に係る駐車を許可したときは、別記様式第8号の駐車許可証を交付するものとする。

7 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ [略]

2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ [略]

3 [略]

4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、本県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) [略]

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

6 [略]

7 署長は、第3項の申請に係る駐車を許可したときは、別記様式第7号の駐車許可証を交付するものとする。

8 [略]

9 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第7号の2の駐車許可証再交付申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第8号の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

別表第3を次のように改める。

別表第 3 (第 10 条関係)

路線名	区間
九州縦貫自動車道	えびの市大字東川北字小河内3031番先からえびの市大字浦字前畑556番 2 先まで
九州縦貫自動車道(宮崎線)	えびの市大字西長江浦字西城1337番 2 先から宮崎市大字本郷北方字境田2912番先まで
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から日南市大字東弁分字中村乙169番 1 地先まで
一般国道10号	延岡市内名字東桐目山2209番 4 から都城市平塚町平長谷118番まで
一般国道10号(土々呂バイパス)	延岡市塩浜町 1 丁目1536番 4 から延岡市伊形町2137番まで
一般国道10号(都城志布志道路)	都城市高木町6272番2地先から都城市五十町4655番 1 地先まで
一般国道218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字境之園85番 4 地先から延岡市昭和町 1 丁目10番 7 地先まで
一般国道218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原949番 9 地先から西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原947番 1 地先まで
一般国道218号(高千穂日之影道路)	西臼杵郡日之影町大字七折字末市13983番 1 地先から西臼杵郡日之影町大字七折字平底12281番 1 地先まで
一般国道218号(北方延岡道路)	延岡市北方町蔵田字小原辰421番 1 地先から延岡市高野町67番40地先まで
一般国道219号	西都市中妻 1 丁目 1 番地先から宮崎市大字新名爪字宮田141番 6 地先まで
一般国道219号(広瀬バイパス)	宮崎市佐土原町東上那珂字中牟田13042番 1 地先から宮崎市佐土原町下那珂字平権現前12678番 1 地先まで
一般国道220号	宮崎市橋通東 3 丁目125番から串間市大字高松字簾1469番まで
一般国道221号	えびの市大字東川北字大畑園有林53林班れ小班地先から都城市都北町5947番 5 地先まで
一般国道222号	日南市春日町 1 番地先から日南市中央通 2 丁目 9 番 3 地先まで
一般国道268号	えびの市大字湯田字古川59番 1 地先からえびの市大字小田字権太夫605番 1 地先まで
一般国道269号	宮崎市田野町甲字中原2825番 9 地先から宮崎市大工 1 丁目106番 1 地先まで
一般国道269号	都城市今町7855番 5 地先から都城市大岩田町5303番 8 地先まで
一般国道326号	延岡市北川町川内名字曾立7210番 1 地先から延岡市北川町川内名字臼杵10242番 1 地先まで
一般国道327号	日向市高砂町225番 2 地先から日向市東郷町山陰字中ノ原乙961番 4 地先まで
一般国道327号(日向バイパス)	日向市大字財光寺字尻無川11796番 5 地先から日向市大字平岩字エラノ田6964番 3 地先まで
一般国道388号	延岡市川島町1258番 1 地先から延岡市大門町304番 1 地先まで
県道 1 号小林えびの高原牧園線	小林市大字細野字北八反423番 1 地先から小林市大字南西方字平川1182番 1 地先まで
県道 9 号宮崎西環状線	宮崎市大字芳士字中原611番 2 地先から宮崎市花ヶ島町北沖623番 2 地先まで
県道10号宮崎インター佐土原線	宮崎市大字本郷北方字境田2873番 1 地先から宮崎市佐土原町下田島字天神中須7605番地先まで
県道11号宮崎島之内線	宮崎市橋通東 2 丁目 1 番地先から宮崎市阿波岐原町猿野3223番 1 地先まで
県道12号都城東環状線(都城志布志道路)	都城市五十町4655番 1 地先から都城市梅北町166番 1 地先まで
県道13号高岡郡司分線	宮崎市高岡町下倉永字荒瀬157番 1 地先から宮崎市清武町新川 1 丁目 7 番 1 地先まで
県道14号佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2599番 1 地先から宮崎市佐土原町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道15号日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字イヌク14831番26地先から日向市大字財光寺1817番 1 地先まで
県道16号稲葉崎平原線	延岡市共栄町 1 番 1 地先から延岡市平原町 5 丁目1505番 5 地先まで
県道16号稲葉崎平原線	延岡市古川町609番 3 地先から延岡市大貫町 1 丁目2965番 1 地先まで
県道17号南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字北俣13番 1 地先から宮崎市大字小松字受別府214番 1 地先まで
県道19号石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字高城字町1262番 1 地先から児湯郡高鍋町大字北高鍋字天神鶴4622番 1 地先まで
県道23号細島港線	日向市新生 1 丁目113番地先から日向市大字日知屋字古田町61番 1 地先まで
県道24号高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字内宮田6755番14地先から宮崎市高岡町内山字雁ヶ峰2773番 3 地先まで
県道27号宮崎北郷線	宮崎市源藤町212番 3 地先から宮崎市清武町加納乙452番 5 地先まで
県道28号日南高岡線	日南市吾田東 4 丁目1457番 4 地先から宮崎市田野町甲字中原2825番 9 地先まで
県道40号都農綾線	児湯郡都農町大字川北字土助代5524番 8 地先から児湯郡木城町大字川原字本村747番地先まで
県道40号都農綾線	東諸県郡綾町大字入野3565番地先から東諸県郡綾町大字北俣13番 1 地先まで
県道44号宮崎高鍋線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字内宮田6755番14地先から児湯郡高鍋町大字北高鍋字大峯2597番 1 地先まで
県道44号宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字原田14474番 1 地先から宮崎市佐土原町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道50号諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字三田井字寺迫1042番 8 地先から西臼杵郡高千穂町大字三田井字城ノ平1208番 3 地先まで
県道52号宮崎空港線	宮崎市大字赤江字飛江田226番 3 地先から宮崎市大字本郷南方字田元223番 5 地先まで
県道109号飯野松山都城線	都城市梅北町10437番 1 地先から都城市下長飯町3231番 5 地先まで
県道109号飯野松山都城線(都城志布志道路)	都城市梅北町10961番 5 地先から都城市梅北町1169番地先まで
県道203号土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原947番 1 地先から西臼杵郡高千穂町大字三田井字寺迫1265番34地先まで
県道212号浦城東海線	延岡市東海町199番 5 地先から延岡市川島町1415番 1 地先まで
県道223号延岡港線	延岡市大武町1415番 4 地先から延岡市粟野名町298番 1 地先まで
県道226号土々呂日向線	東臼杵郡門川町大字加草字岡花130番 1 地先から東臼杵郡門川町宮ヶ原 1 丁目55番地先まで
県道241号延岡インター線	延岡市野地町 5 丁目2673番 1 地先から延岡市天下町190番 2 地先まで
県道242号北方インター線	延岡市北方町南久保山字滝ノ下子4695番 1 から延岡市北方町曾木字巻丁鐘子2249番 5 まで
県道243号須美江インター線	延岡市須美江町280番 5 地先から延岡市須美江町1090番13地先まで
県道303号都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原5965番 5 地先から児湯郡都農町大字川北字榎土手5757番13地先まで
県道304号木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字島ノ下1860番46から児湯郡高鍋町大字持田字家床前2568番 1 地先まで
県道308号高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹嶋4459番 2 地先から児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4764番 2 地先まで
県道321号西都インター線	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から西都市大字黒生野字蔵向148番 1 地先まで
県道333号下北方古墳線	宮崎市矢の先町150番 1 地先から宮崎市矢の先町 2 番 2 地先まで
県道345号佐土原停車場線	宮崎市佐土原町松小路 7 番 4 地先から宮崎市佐土原町松小路 7 番 7 地先まで
県道371号清武南インター線	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3707番 1 地先から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1866番 2 地先まで
県道377号内海加江田線	宮崎市大字折生迫字狩行司5631番 4 先から宮崎市大字内海字町1133番 2 先まで
宮崎市道清武南インター上り線	宮崎市清武町今泉乙1866番 6 地先から宮崎市清武町今泉乙1922番12地先まで
宮崎市道清武南インター下り線	宮崎市清武町今泉乙1921番 4 地先から宮崎市清武町今泉乙1866番 2 地先まで
宮崎市道新名爪宮田線	宮崎市大字新名爪字宮田102番 1 地先から宮崎市大字新名爪字前田97番 5 地先まで

宮崎市道花ヶ島通線	宮崎市神宮東3丁目132番2地先から宮崎市大字新名爪字前田97番5地先まで
宮崎市道花ヶ島山崎線	宮崎市花ヶ島町榎ノ木310番4地先から宮崎市村角町坪平1209番3地先まで
宮崎市道下北方通線	宮崎市阿波岐原町猿野3224番地先から宮崎市花ヶ島町290番1地先まで
宮崎市道下北方通線	宮崎市南花ヶ島町322番1地先から宮崎市矢の先町2番2地先まで
宮崎市道下北方通線	宮崎市矢の先町150番1地先から宮崎市大字小松字受別府214番1地先まで
宮崎市道旭通線	宮崎市橋通東1丁目6番1地先から宮崎市橋通東1丁目11番16地先まで
宮崎市道一ツ葉通線	宮崎市新別府町山宮917番1地先から宮崎市新別府町前浜1401番254地先まで
宮崎市道佐土原駅那珂線	宮崎市佐土原町東上那珂字山神11994番1地先から宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田14834番1地先まで
宮崎市道飛江田空港線	宮崎市大字赤江字飛江田226番3地先から宮崎市大字赤江字飛江田281番1地先まで
宮崎市道中島大坪前線	宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から宮崎市清武町加納乙452番5地先まで
宮崎市道大塚柏原線	宮崎市大塚町字横立1362番1から宮崎市大字柏原字高後526番1まで
宮崎市道花見1号線	宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑368番3まで
都城市道山野原・前目線	都城市太郎坊町2003番2地先から都城市都北町7242番地まで
都城市道旭通線	都城市都北町5912番地先から都城市都北町3番地先まで
都城市道都北311号線	都城市都北町3567番地先から都城市都北町4811番地先まで
都城市道高木通線	都城市高木町6226番5地先から都城市高木町4083番地先まで
都城市道高木原577号線	都城市高木町6226番6地先から都城市高木町6122番17地先まで
都城市道平江・栄100号線	都城市栄町145番3地先から都城市栄町23号4番地先まで
都城市道小松原・栄町102号線	都城市栄町27号2番1地先から都城市栄町4466番2地先まで
都城市道小松原・栄町104号線	都城市栄町23号4番地先から都城市栄町23号4番地先まで
延岡市道東出北通線	延岡市愛宕町1丁目1番2地先から延岡市出北3丁目119番7地先まで
延岡市道中川原愛宕線	延岡市中川原町4丁目5225番1地先から延岡市祇園町2丁目1番2地先まで
延岡市道中川原愛宕線	延岡市安賀多町3丁目1番1地先から延岡市愛宕町3丁目4588番2地先まで
延岡市道出北通線	延岡市安賀多町3丁目3番10地先から延岡市中島町4丁目84番5地先まで
延岡市道日の出通線	延岡市日の出町1丁目17番9地先から延岡市日の出町2丁目2番8地先まで
延岡市道昭和通線	延岡市昭和町2丁目2288番1地先から延岡市昭和町3丁目1988番3地先まで
延岡市道本小路通線	延岡市大貫町1丁目2965番1地先から延岡市東本小路96番2地先まで
延岡市道亀井通線	延岡市北町2丁目3番8地先から延岡市北小路14番1地先まで
延岡市道愛宕通線	延岡市別府町4441番3地先から延岡市緑ヶ丘1丁目5017番2地先まで
延岡市道二硫化通線	延岡市中の瀬町2丁目5980番1地先から延岡市中の瀬町2丁目5652番1地先まで
延岡市道大武延岡港線	延岡市大武町38番2地先から延岡市大武町779番1地先まで
延岡市道薬品工場南通線	延岡市愛宕町3丁目4575番1地先から延岡市愛宕町3丁目4252番1地先まで
延岡市道愛宕通線	延岡市別府町4445番2地先から延岡市愛宕町3丁目4252番3地先まで
日南市道中央谷之城線	日南市北郷町郷之原乙764番5地先から日南市北郷町郷之原乙549番地先まで
日南市道上郷谷之城線	日南市北郷町郷之原乙552番2地先から日南市北郷町郷之原乙888番地先まで
日南市道油津倉線	日南市岩崎3丁目18番地先から日南市吾田東2丁目2121番1地先まで
日向市道中央通線	日向市鶴町1丁目7番1地先から日向市大字日知屋3379番25地先まで
日向市道日知屋財光寺通線	日向市大字日知屋字耳川17062番26地先から日向市大字財光寺字長江356番4地先まで
日向市道長江池線	日向市大字財光寺字長江359番1地先から日向市大字財光寺字葉切1251番地先まで
えびの市道湯田東川北線	えびの市大字湯田字鶴田537番地先からえびの市大字東川北字有留1325番8まで
国富町道田尻平田線	東諸県郡国富町大字田尻字古川11997番4地先から東諸県郡国富町大字田尻字口坪1413番地先まで
新富町道平田～栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字下屋敷7496番9地先から児湯郡新富町大字上富田字弁指平6329番1地先まで
新富町道切通～栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字切通6345番4地先から児湯郡新富町大字上富田字栗野田6523番5地先まで
門川町道船越～秋の内線	東臼杵郡門川町大字加草字庵作117番5地先から東臼杵郡門川町大字加草字岡花130番1地先まで
門川町道竹名～橋山原線	東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目67番1地先から東臼杵郡門川町大字門川尾末字堂ノ本10465番1地先まで
門川町道竹名～淀原線	東臼杵郡門川町大字門川尾末字堂ノ本10465番1地先から東臼杵郡門川町大字門川尾末字淀原10835番12地先まで
日之影町道西深角岩戸線	西臼杵郡日之影町大字七折字布平13370番2地先から西臼杵郡日之影町大字七折字高野13013番1地先まで
臨港道路	宮崎市日ノ出町266番2地先から宮崎市日ノ出町277番7地先まで
臨港道路	宮崎市港二丁目9番地先から宮崎市港二丁目6番地先まで
臨港道路	宮崎市港三丁目19番地先から宮崎市港三丁目11番地先まで
臨港道路	宮崎市港三丁目12番地先から宮崎市港三丁目14番地先まで
臨港道路	宮崎市港三丁目19番地先から宮崎市港三丁目24番地先まで
臨港道路	宮崎市港三丁目24番地先から宮崎市港三丁目4番3地先まで
臨港道路	宮崎市港二丁目6番地先から宮崎市港二丁目14番地先まで
臨港道路	宮崎市港二丁目15番地先から宮崎市港二丁目12番地先まで
臨港道路	日南市大字平野字大節8338番41地先から日南市油津二丁目8番10地先まで
臨港道路	日南市大字平野字大節8339番3地先から日南市梅ヶ浜一丁目5727番1地先まで
臨港道路	日向市大字日知屋字貞平開5831番地6から日向市大字日知屋字竹島町3番地まで
臨港道路	日向市船場町1番地5地先から日向市船場町1番地5まで
臨港道路	日向市大字日知屋字新開17371番地2先道路

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 5 号（第 4 条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号を削り、別記様式第 6 号の 2 を別記様式第 6 号とし、別記様式第 6 号の 3 を別記様式第 6 号の 2 とし、別記様式第 6 号の 4 を別記様式第 6 号の 3 とする。

様式第 6 号 (第 5 条の 2 関係)

信号機の設置管理委任申請書	
年 月 日	
宮崎県公安委員会 殿	
申請者 住 所 氏 名	
設置理由及び 用 途	
設置予定年月日	
設 置 場 所	
設 置 期 間	
信 号 機 の 種 別 、 型 式	
取 扱 責 任 者	
その他必要事項	

- 備考 1 設置場所の平面図、信号機の取付け図及び構造図その他必要な図面を添付すること。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号の 2（第 5 条の 2 関係）

<p>信号機の設置管理委任書</p> <p style="text-align: right;">宮崎公委第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">宮崎県公安委員会 印</p> <p>宮崎県道路交通法施行細則第 5 条の 2 の規定により、次の信号機の設置管理を委任します。</p>		
用 途		
設 置 責 任 者	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
設 置 年 月 日	年 月 日	
設 置 場 所		
設 置 期 間		
信 号 機 の 種 別 、 型 式		
条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置方法は、別添設置図のとおりとする。 2 設置及び管理に要する経費は、設置責任者が負担するものとする。 3 取扱いについては、所轄警察署長等の指示に従うこと。 4 必要がある場合は、設置管理委任を解除することがある。 	

様式第 6 号の 3 (第 5 条の 3 関係)

信号機の設置管理委任解除通知書	
宮崎公委第 号 年 月 日	
殿	
宮崎県公安委員会 印	
宮崎県道路交通法施行細則第 5 条の 3 の規定により、次の信号機の設置管理の委任を解除します。	
受 任 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (代表者名)
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	
信 号 機 の 種 別 、 型 式	
委任解除の理由	
備 考	

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

駐車許可申請書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 警察署長 殿 年 月 日 </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名 (名称)</p> <p style="text-align: center;">電話</p> </div>			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">駐 車 許 可 証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>年 月 日</p> <p>警 察 署 長 印</p> </div>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2（第7条関係）

駐車許可証再交付申請書	
警察署長 殿	年 月 日
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 7 条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
警察署長 殿	年 月 日
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	3号警備業務	令和7年10月1日（水）から10月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	20人
追加取得講習	3号警備業務	令和7年10月6日（月）から10月8日（水）まで	15人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、前記2の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務 （新規取得講習） （追加取得講習）	令和7年8月18日（月）から8月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 共通

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 新規取得講習

2の(1)に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習

資格者証又は講習修了証明書の写し、かつ、前記4の(4)のイの(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当することを証明するいずれかの書面

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手 数 料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

追加取得講習	3号警備業務	14,000円
--------	--------	---------

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。